



2024年度第2回食・消費者委員会を開催しました！

7月3日(水)に、2024年度第2回食・消費者委員会を開催し、内閣府消費者委員会 事務局長 小林真一郎さんに、現在に至るまでの消費者課題と行政や生協の取り組み、消費者団体として生協に期待することなどをお話ししていただきました。参加者は、講師、委員、オブザーバー、事務局を合わせ、11人でした。

講師の小林さんは、2022年9月に日本生協連から消費者庁の監視・建議などをおこなう消費者委員会の事務局長に就任されました。現役の消費者団体事務局から、初の就任です。

1. 「消費者行政と生協への期待」 講師：内閣府消費者委員会 事務局長 小林真一郎さん

小林さんからは、現在の消費者課題や消費者行政のこれまでの経緯、PL法制定時や食品衛生法制定時の生協の取り組みなど、消費者団体としての生協の活動についてお話いただきました。《以下、講師のお話より》



小林真一郎さん

・生協は、「直接組合員を抱えている消費者組織」というところが、最大の強みだと思います。直接消費者、組合員を抱えている、地域生協など個々の消費者団体にがんばっていただけるとよいと思います。

- ・消費生活相談員さんの低賃金の問題や担い手問題などは、これまでも継続している課題ですが、行政などに声を上げる消費者団体自体も減ってきているので、生協などの消費者団体が、今後も政策提言をし続けていくことが大事なのだろうと思います。
- ・消費者委員会でおこなった消費者団体調査の中で、一般の方たちの「消費者団体という言葉聞いて感じるイメージ」が、「胡散臭い、怪しい、怖い」というマイナスイメージだとわかりました。しかし、消費者団体である生協には、このようなイメージはないでしょうか？生協はいろいろな消費者が組合員として入りやすい組織ですから、その中でこういう消費者問題に対する活動、消費者力アップの活動や政策提言活動などにも取り組んでいることを、多くの人に知らせていくことが大事だと思います。その中で「生協がそんなこともやっていたんだ。これ知らなかったわ！」という人が、だんだん入ってきてくれると、とてもいい循環が作れるのだろうと思います。
- ・若い人の消費者問題だと、やはり成年年齢が引き下げられたということも相まって、最近はネットを通じたトラブルや、学生さんのマルチ商法の広がりが言われています。行政の対応も、消費者教育が中心になっています。そこは生協の出番もあると思います。出前講座での注意喚起や啓発など「あなたのお子さんにもいろんなことがあり得ると思うので、気をつけましょう。」と伝えること、プラス「困ったことがあったら、消費者ホットライン118番があるんですよ」と知らせる、といった活動は生協の得意技だと思います。
- ・そこからもう一歩進めて、生協として、県連として、地方消費者行政の強化に向けた活動につなげていただけるといいのだろうと思います。消費者被害防止や相談窓口の確保のためにも、消費生活相談員の待遇改善、相談体制の充実などについて行政や議会に請願をしていく、といった活動にもつなげていただけるとよいのではと思います。

